

臨時試験等の不正行為に関する学科内規定

(臨時試験について)

建築学科における臨時試験とは定期試験以外に各担当教員が必要に応じて臨時に行う、定期試験と同格の試験をいう。具体的にはシラバスに記載されている到達度確認演習などがこれにあたる。一方、定期試験と同格に扱われない試験を単に試験、あるいはその他の試験と呼ぶ。具体的には小テストなどがこれにあたる。

(臨時試験における不正行為)

臨時試験における不正行為は、原則として当該科目単位の不認定と譴責処分とするが、特に悪質な場合は、工学部の不正行為に関する内規を適用する。

(その他の試験における不正行為)

その他の試験における不正行為は、原則として以下の処分を科目担当者の判断において適用することができる。

- 1) 当該科目単位の不認定と譴責処分
- 2) 当該科目試験の無効と譴責処分
- 3) 単に譴責処分
- 4) その他の処分

附則

本内規は、平成27年4月1日から施行する。

本内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。